

St. Luke's International University Repository

聖路加看護学会役員および選挙管理委員の選出に関する規定

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10285/648

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



聖路加看護学会役員および 選挙管理委員の選出に関する規定

(選挙管理委員)

- 第1条 理事会は会員の中から3名の選挙管理委員を委嘱する。
- 選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」という）を組織する。
- 委員会には委員長をおく。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。
- 選挙管理委員は、選挙権および被選挙権を有する。
- 二 選挙管理委員の任期は、次期の選挙管理委員選出までとする。
- 三 委員会は、次期改選まで理事および監事の得票順位名簿を保管する。

(評議員)

- 第2条 評議員は会員の中から選挙により選出する。
- 二 評議員数はⅠ. 北海道・東北地区、Ⅱ. 東京地区（国外を含む）、Ⅲ. 東京を除く関東・甲信越地区、Ⅳ. 東海・北陸・近畿・中国地区。Ⅴ. 四国・九州・沖縄地区の5地区別におおむね次のように定める。
1. 会員20名に一人とする。
2. 会員20名を越える端数については一人加える。
- 三 評議員数に欠員を生じた時は、得票順位名簿の中から次点者を評議員会に推薦する。

(理事・監事)

- 第3条 理事および監事は、評議員の中から選挙により選出する。
- 二 理事および監事に欠員を生じた場合は、次点者を繰り上げる。

(選 挙)

- 第4条 当該年度の会費を4月30日までに納入した評議員は、役員の選挙権を有する。
- 第5条 入会年度を含めて3年以上経過し、第4条に該当する会員は、評議員の被選挙権を有する。
- 第6条 選挙期日は、委員会で決定し、告示する。
- 第7条 選挙人名簿および被選挙人名簿を理事会で作成し、委員会の承認を得て選挙権をもつ会員に配布する。
- 第8条 選挙は、所定の投票用紙に定められた数を連記し、所定の封筒を用いて委員会に郵送する。
- 第9条 次の投票は無効とする。
1. 正規の投票用紙および封筒を用いないもの。

2. 外封筒に記名のないもの。
3. 被選挙権を有しないものを記名したもの。
4. 消印の有効期限（当日消印有効）を過ぎたもの。
5. 定数以上に記入したもの。
6. その他選挙の規定に反するもの。

第10条 選挙において有効投票を多数得たものから順に当選者とする。

二 同数の有効投票を得たものについては、抽選により当選者を決定する。

第11条 委員長は当選者に通知し、その承諾を得る。

第12条 当選者が辞退したときは、次点者を繰り上げる。

第13条 委員長は、選出された理事・監事の名簿を添えて、理事会に報告する。

附則

（経過措置）

この規程（第2条）により、2002年度に行われる第1回目の評議員選挙においては、以下のように定める。

1. 議員は地区ごとの半数改選を原則とする。詳細は選挙管理委員会の内規に定める。

（2000年10月7日より施行）